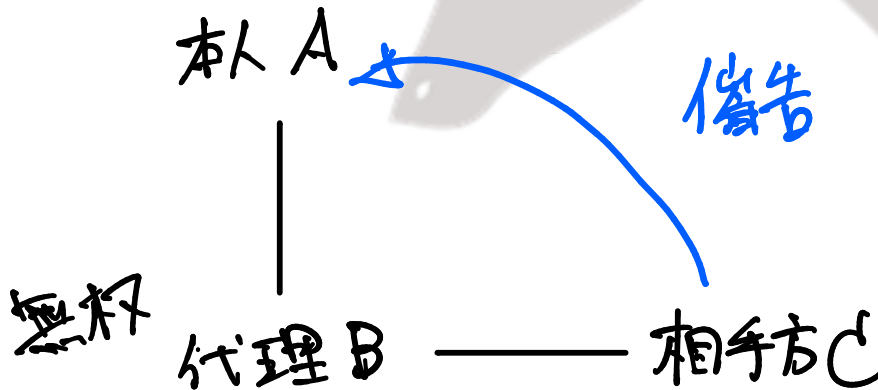


代理 宅建 H11-07-2 《#634》

【問】正誤をつけよ。

Aが、A所有の1棟の賃貸マンションについてBに賃料の徴収と小修繕の契約の代理をさせていたところ、Bが、そのマンションの1戸をAに無断で、Aの代理人として賃借人Cに売却した。Cは、直接Aに対して追認するかどうか相当の期間内に返事してくれるよう催告をすることができるが、Cがこの催告をするには、代金を用意しておく必要がある。



【答え】誤り

《ポイント》 無権代理の相手方の催告権 【★基礎必須】

「無権代理」の場合において、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。（民法 114 条前段）

⇒ 相手方が悪意の場合でも催告できる

⇒ 本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす